様式３　　令和元年12月18日

当初

工事執行機関 41340 会津若松建設事務所

# 入札（見積）執行調書
# 入札（契約）結果書

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 年災 | | 事項 | | | 契約 | 令和元年１２月１８日 |
| 工事番号 | 19-41340-0388 | 工　事　名 | 設計業務委託（単災調査） | | 着工 | 令和元年１２月１８日 |
| 入札執行年月日 | 令和元年12月18日 | | 発注種別 | 22　土木設計 | 完成 | 令和2年3月31日 |
| 審議番号 | 公所 | 000000 | 本庁 | | | |
| 路線・河川名 | 会津若松三島線 | | | | 予定価格 | |
| 工事箇所　自 | 会津若松市北会津町十二所地内 | | | | 16,303,100 | |
| 至 | 銀山橋 | | | | | |
| 工事概要 | 橋梁詳細設計　　Ｎ＝１橋 | | | | | |

| 業者コード<br>業者名 | 落札者の住所<br>入札額及び再入札額 | | 落札額（契約額） |
|---|---|---|---|
| 300000379<br>日本工営（株）　福島事務所 | （１）19,500,000<br>（３） | （２）<br>（４） | 予定価格超過 |
| 300006018<br>（株）復建技術コンサルタント<br>福島支店 | （１）15,800,000<br>（３） | （２）<br>（４） | 予定価格超過 |
| 300006151<br>陸奥テックコンサルタント<br>（株）　会津営業所 | （１）15,200,000<br>（３） | （２）<br>（４） | 予定価格超過 |
| 300006332<br>（株）東コンサルタント　郡山<br>事業所 | （１）15,000,000<br>（３） | （２）<br>（４） | 予定価格超過 |
| 300006469<br>大日本コンサルタント（株）<br>福島事務所 | （１）16,000,000<br>（３） | （２）<br>（４） | 予定価格超過 |
| 300006470<br>（株）建設技術研究所　福島事<br>務所 | （１）<br>（３） | （２）<br>（４） | 辞退 |
| 300006479<br>（株）オリエンタルコンサルタ<br>ンツ　福島事務所 | （１）17,785,000<br>（３） | （２）<br>（４） | 予定価格超過 |
| 300006497<br>（株）橋梁コンサルタント　東<br>北事務所 | （１）15,600,000<br>（３） | （２）<br>（４） | 予定価格超過 |
| 300006539<br>パシフィックコンサルタンツ<br>（株）　福島事務所 | 郡山市　中町１５－９増子中町ビル４Ｆ<br>（１）14,821,000<br>（３） | （２）<br>（４） | 16,303,100 |
| | （１）<br>（３） | （２）<br>（４） | |

※　上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。
※　測量等の場合、「工事名」とあるのは「業務名」と、「工事箇所」とあるのは「業務箇所」と読み替えるものとする。

様式３（裏面）

**随意契約とする理由及び見積りの相手方を選定した理由**

| |
|---|
| **別紙「随意契約理由書」のとおり** |

**変更契約の内容**

| | |
|---|---|
| 変更契約年月日 | 年　　月　　日 |
| 変更後の完成年月日 | 年　　月　　日 |
| 変更後の契約金額 | 円 |
| 変更契約をする理由<br><br>□ 1　現場精査による数量増（減）<br>□ 2　（　　）工事追加による増額<br>□ 3　その他（　　） | |

CP-41340-0388

# 随意契約理由書

今回発注を行う委託は、下記1の設計業務委託（単災調査）である。

この委託の契約にあたっては、下記2の記載のとおり、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき、随意契約としたい。

1　工事概要

（1）委託名　　設計業務委託（単災調査）

（2）路・河川名　会津若松三島線

（3）委託箇所　　会津若松市北会津町十二所地内（銀山橋）

（4）委託内容　　橋梁詳細設計　N=1式

2　随意契約の理由

当該委託は、令和元年10月12日に県内を通過した台風19号により被災した会津若松三島線の銀山橋を復旧するために橋梁詳細設計を委託するものである。

現在、当該箇所においては、橋脚基礎部の洗堀、道路路肩等が崩壊し、車両の通行に著しい支障をきたしている。競争入札により契約手続を取ることで、時期を失い、あるいは契約の達成の目的を達成することができなくなり、県民生活に支障を来す、県民の生命、身体、財産その他の利益に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、一刻も早く復旧し、社会基盤の健全化を図るものとしたい。